

# 公共工事品質確保に関する議員連盟総会 国土交通省説明資料

---

(平成30年7月3日)

- 「中央建設業審議会・社会資本整備審議会  
基本問題小委員会中間とりまとめ」について . . . 1
  
- 働き方改革や災害復旧時の発注に関する  
取組等について . . . 8

# **「中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会中間とりまとめ」について**

---

- 平成28年10月より、建設産業が10年後においても「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うことを目的として、「建設産業政策会議」が開催され、平成29年7月に同会議において「建設産業政策2017+10」が提言された。
- これを受け、提言された施策のうち、許可制度の見直しなど制度的な対応が必要な事項の具体化を行う場として、基本問題小委員会を再開。

## 【スケジュール】

### 2月13日 第1回会議

- ・基本問題小委員会における検討課題（案）について

### 3月19日 第2回会議

- ・建設業許可制度等について

### 4月16日 第3回会議

- ・建設工事におけるリスク分担等について

### 5月28日 第4回会議

- ・働き方改革等の推進に向けた受発注者双方の取組等について

### 6月18日 第5回会議

- ・中間とりまとめ案について

### 6月22日 中間とりまとめ

## 【委員】

- 秋山 哲一(東洋大学理工学部教授)
- 井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
- 岩田 圭剛(一般社団法人全国建設業協会副会長)
- 大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部教授)【委員長】
- 小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)
- 蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
- 桑野 玲子(東京大学生産技術研究所教授)
- 才賀 清二郎(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
- 三枝 長生(一般社団法人日本鉄道施設協会理事企画部長)
- 高木 敦(モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社調査統括本部副本部長)
- 高野 伸栄(北海道大学公共政策大学院長)
- 田口 正俊(全国建設労働組合総連合書記次長)
- 富岡 義博(電気事業連合会理事)
- 仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
- 丹羽 秀夫(公認会計士・税理士)
- 花井 徹夫(東京都建設局企画担当部長)
- 平野 啓司(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)
- 藤田 香織(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授)
- 古阪 秀三(立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授)

(平成30年4月現在)



▲ 平成30年6月18日 第5回会議の様子

# 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成30年6月22日策定)(概要) ～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～

- 「建設産業政策2017+10」において示された施策を具体化し、あわせて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について、計5回にわたり審議。
- 長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をとりまとめ。

## 1. 長時間労働の是正

### (1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

- ① 適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化
  - ・中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、実施を勧告
- ② 受注者による工期ダンピングの禁止
  - ・受注者が工程の細目を明らかにした「工期」の見積もり
- ③ 不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

### (2) 施工時期等の平準化の推進

- ・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化
- ・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、関係省庁と連携して、より実効性をもって取組を促すことができる制度の創設

## 2. 処遇改善

### (1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

- ① 一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設
- ② 施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加
- ③ 建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

### (2) 社会保険加入対策の一層の強化

- ① 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
- ② 下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

## 3. 生産性向上

### (1) 限られた人材の効率的な活用の促進

- ① 主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設
- ② 元請建設企業の技術者配置要件の合理化

### (2) 仕事の効率化や手戻りの防止

- ・受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を実施

### (3) 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備

- ・プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築

### (4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

- ・専門工事共同施工制度(仮称)のほか、技能者の社員化、施工体制台帳や施工体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じた様々な施策を総合的に実施

## 4. 地域建設業の持続性確保

### (1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築

- ・災害発生時における公共発注者の責務の明確化(随意契約等の適切な活用、復興係数等の導入、地域要件の適切な設定等)

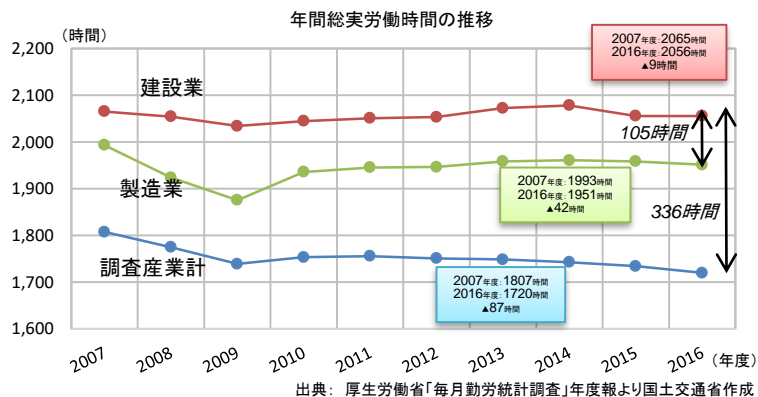
### (2) 建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

- ① 建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し
- ② 円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

# 1.長時間労働の是正

## 現状・課題

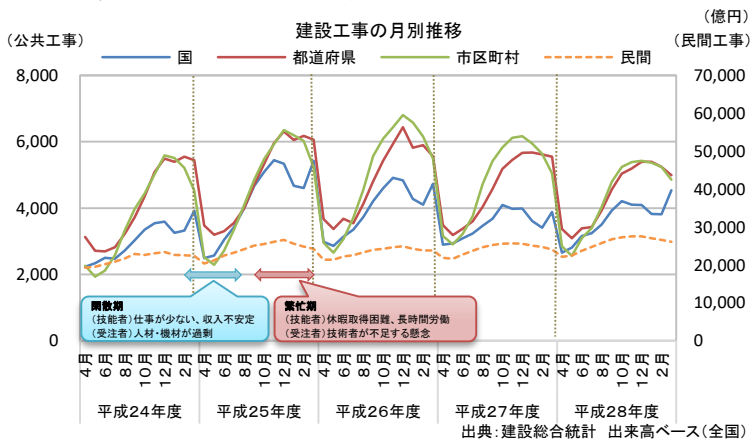
- 建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。



- 改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制が適用される状況を踏まえ、長時間労働の是正に向け取組を進めている。

- ・「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」(平成29年6月)
- ・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(同年8月)
- ・「建設業働き方改革加速化プログラム」(平成30年3月)

- 長時間労働の是正を進めるためには、繁忙期と閑散期の工事量の差を小さくする施工時期等の平準化の取組が不可欠であるが、市区町村では平準化の取組が遅れている。



## 対応の方向性

### (1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

#### ① 適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化

中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告

➡ 工期についての考え方を明確化、受発注者双方による適正な工期設定の取組を促進

(※)業種ごとの発注の特性や市場の環境等の違いに十分留意して検討を行う必要。また、違法な長時間労働の防止につながるものとするはもちろん、建設企業や発注者等による生産性向上の努力が妨げられるものにならないよう留意すべき。

#### ② 受注者による工期ダンピングの禁止

受注者は請負契約を締結するに際して、工事の準備期間、工事の種別ごとの工事着手の時期及び工事完成の時期などの工程の細目を明らかにして建設工事の「工期」を見積り

(※)違法な長時間労働を前提としたものにならないよう、建設企業が責任を持って工期の見積りを実施。

#### ③ 不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に照らして著しく短い工期による請負契約を締結してはならないこととし、違反した場合の勧告制度を創設

### (2) 施工時期等の平準化の推進

・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化

・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、関係省庁と連携して、より実効性をもって取組を促すことができる制度の創設

(※)あわせて、年度を通じた平準化の取組を推進するため、地域発注者協議会等も活用し平準化に関する数値目標の設定等を検討

➡ 地方公共団体(特に市区町村)における施工時期等の平準化の取組を一層推進

# 2. 処遇改善(給与関係)

## 現状・課題

○ 給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

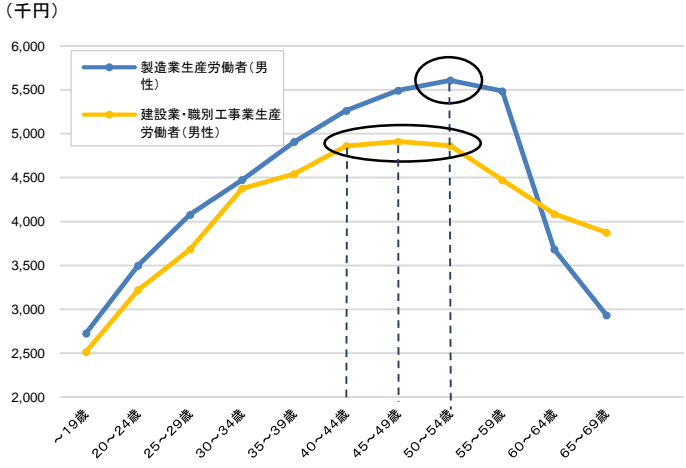
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年(千円)	2017年(千円)	上昇率(%)
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,449.9	13.6
建設業男性全労働者	4,831.7	5,540.2	14.7
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,703.3	5.0
製造業男性全労働者	5,391.1	5,527.2	2.5
全産業男性労働者	5,296.8	5,517.4	4.2

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)  
 ※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

○ 技能者の賃金は、45~49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

年齢階層別の賃金水準



出典:平成29年賃金構造基本統計調査

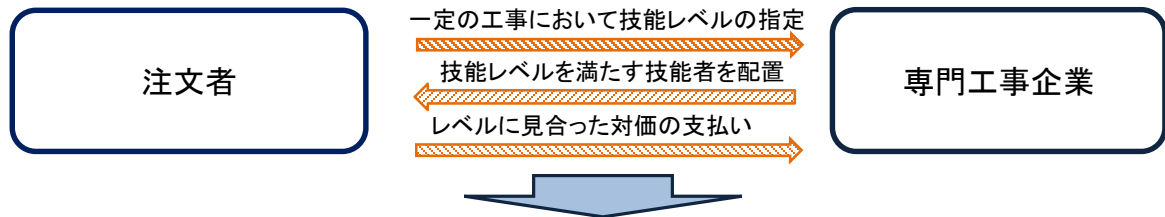
## 対応の方向性

### (1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

#### ① 一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設

工事の適正な施工の確保や品質の向上の観点から必要と認められる場合(※)等において、注文者が請負人である建設企業に対し、一定の工種の工事の施工に必要な一定の技能レベルを指定することができる制度を検討

(※)例えば、現場作業において一定の技能が要求される工事、多数の現場作業員のマネジメントが必要となる工事などが想定される。



- 技能者の処遇改善
- 専門工事企業の価格交渉力の強化

#### ② 施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加

登録基幹技能者をはじめ現場で作業する技能者を施工体制台帳における記載事項とするよう検討

➡ 建設業で働く人の姿を「見える化」、現場で働く技能者の誇りや処遇改善など

#### ③ 建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

建設工事に従事する者は建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない旨の規定を検討



# 2. 処遇改善(社会保険関係)

## 現状・課題

○ 約6年間の社会保険未加入対策の効果もあり、社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請企業になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%

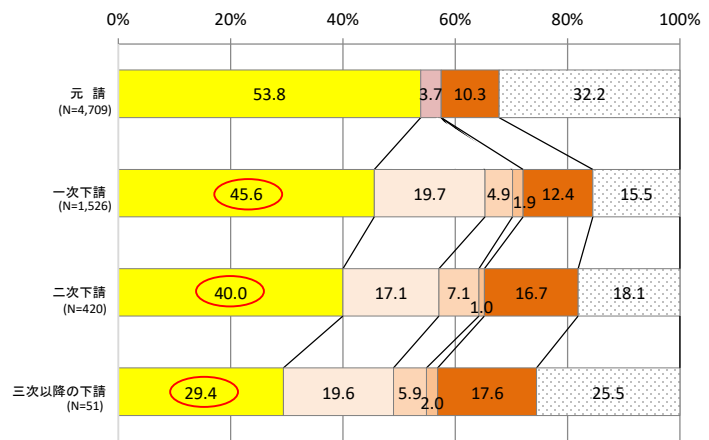
元請: 98.2%  
1次下請: 97.4%  
2次下請: 94.4%  
3次下請: 90.5%

出典: 公共事業労務費調査

○ 下位の下請企業ほど、法定福利費を100%受け取れた工事の割合が減少。

法定福利費の受取状況

■ 100%  
■ 80%以上～100%未満  
■ 50%以上～80%未満  
■ 20%以上～50%未満  
■ 0%以上～20%未満  
■ わからない



○ 下請代金のうちの労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)の現金払は約9割となっているが、残りの1割は手形等での支払いとなっている。

## 対応の方向性

### (2) 社会保険加入対策の一層の強化

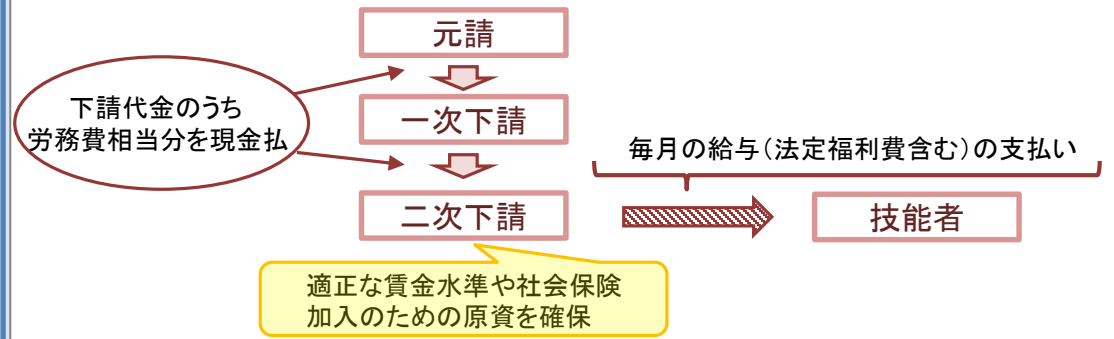
① 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築  
下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築

<参考> 現行の許可要件

(1) 経営の安定性	経営能力 (経營業務管理責任者)
	財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)
(2) 技術力	業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)
(3) 適格性	誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

### ② 下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

下請代金のうち労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)については、手形ではなく現金払が徹底されるよう規範を強化



※この他以下についても併せて取り組む

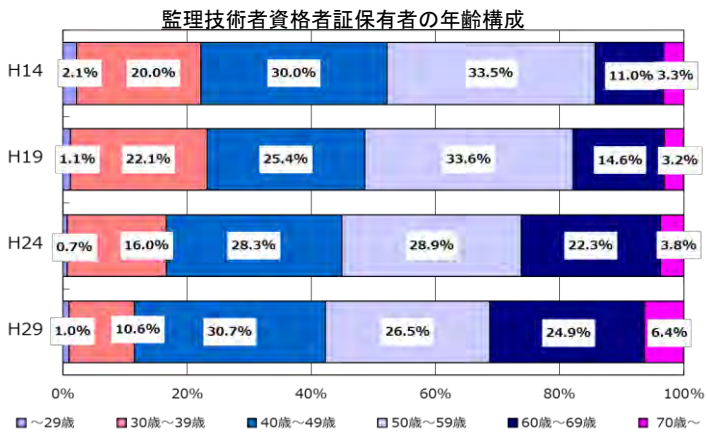
- ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインを踏まえ、「未加入企業を下請企業に選定しない」「適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めない」などの取扱いを更に徹底
- ・施工体系図における未加入企業の「見える化」などを検討
- ・法定福利費が下請建設企業まで行き渡っているか継続的なモニタリング調査を実施
- ・標準請負契約約款等を活用した法定福利費の内訳明示の取組を徹底



# 3.生産性向上(技術者制度関係)

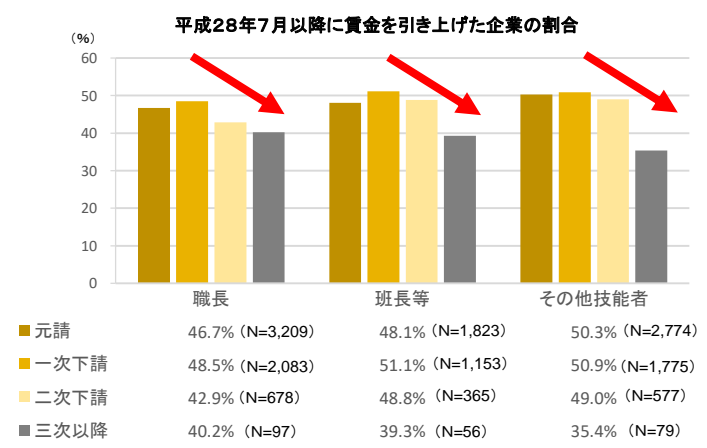
## 現状・課題

○ 技術者は現状では不足感は少ないものの(監理技術者資格者証の保有者はここ10年程度約66~67万人で横ばい)、高齢化が急速に進んでおり(60歳以上が3割以上)、将来的には技術者不足の懸念がある。



○ プレキャスト化や工場製品化、i-Constructionの進展により、現場の施工のあり方や技術者の役割が大きく変わる可能性。

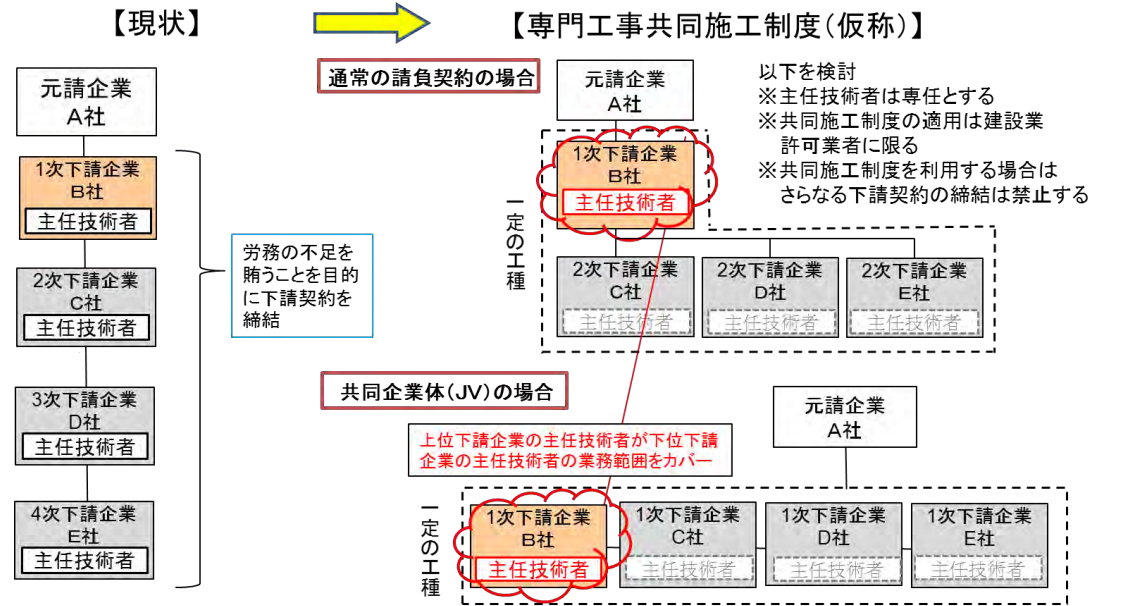
○ 下位の下請企業ほど処遇の低下等の問題が生じやすく、重層下請構造改善の必要が生じている。



## 対応の方向性

### (1)限られた人材の効率的な活用の促進

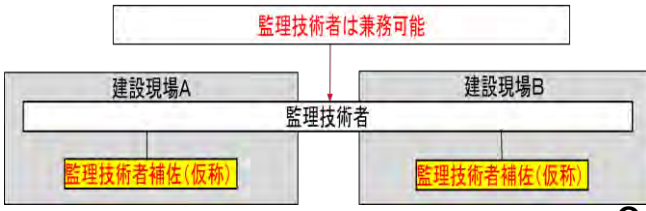
①主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設  
 一定の限られた工種に関して複数の専門工事企業が共同で施工する場合において、上位専門工事企業の主任技術者が行う施工管理の下で下位専門工事企業も含め適切に作業を進めていくことで適正な施工が確保できる場合には、下位専門工事企業の主任技術者の配置を不要とできる制度を創設



### ②元請建設企業の技術者配置要件の合理化

若手技術者の技術力育成を図るため、監理技術者補佐(仮称)(※)が専任配置されている場合には、一定の条件の下、当該工事の監理技術者について他の工事等との兼務を認める仕組みを創設

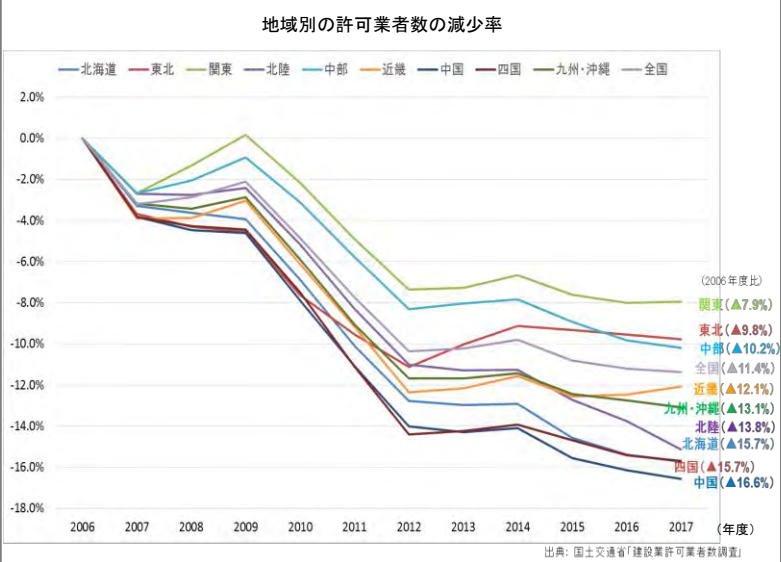
(※)「監理技術者補佐(仮称)」の要件は、2級技士を保有した1級技士補以上とすることを検討。(技術検定は学科、実地試験を共に合格した段階で「技士」の称号が与えられているところであるが、学科試験が合格した段階で「技士補」という称号を付与することを検討。)



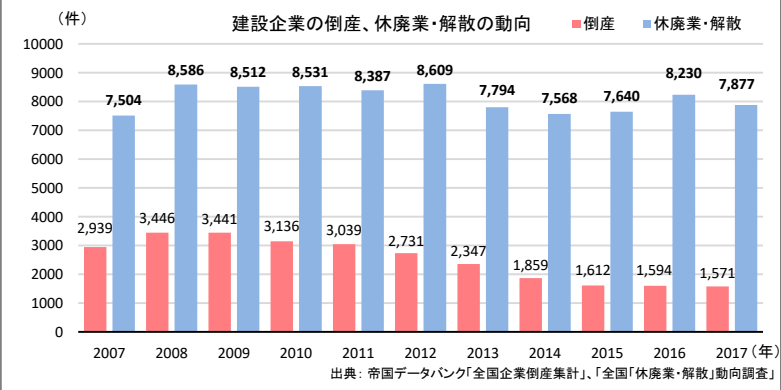
# 4.地域建設業の持続性確保

## 現状・課題

○ 許可業者数は2006年度比で全地域において減少傾向。都市部に比べて、地方部の方が減少率が大きい傾向がある。



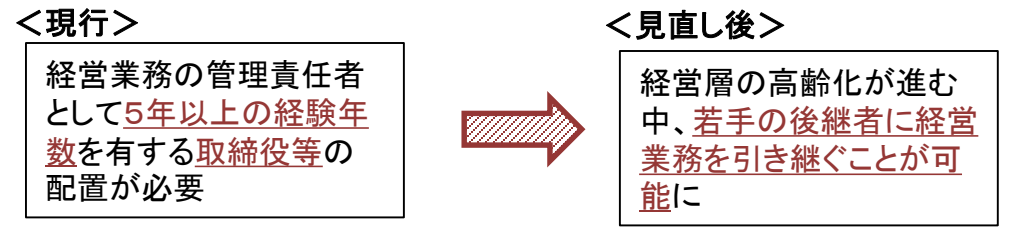
○ 建設企業の休廃業・解散は年間8,000件前後。事業承継が円滑に実施される環境整備が必要。



## 対応の方向性

### (2)建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

①建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し  
 経営層の高齢化が進む地域建設業の持続性の確保につなげるため、建設業の許可基準における経營業務管理責任者の要件について廃止も含め制度の見直しを検討

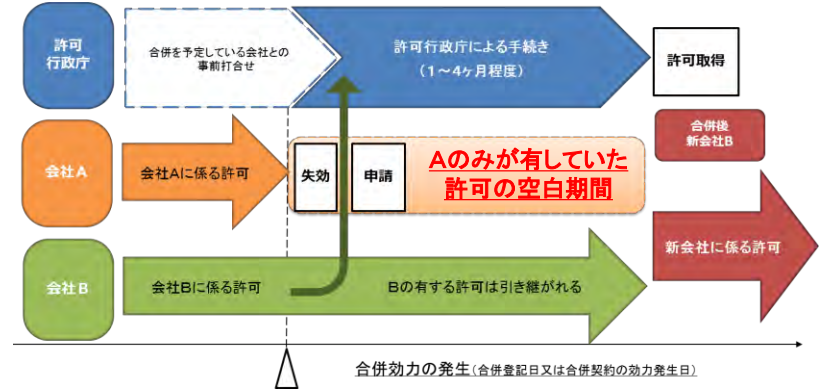


(※)当該要件を見直す場合でも、建設企業の経營業務に当たる者の資質等は、注文者をはじめとするステークホルダーの関心事であることから、建設企業の経營業務を行う者に関する情報を必要に応じて把握できるようにすることなどをあわせて検討。

②円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

- ・事業承継効力発生前等、申請までの間の事前確認手続を整備(通知により明確化)することにより、申請から許可取得までの期間を短縮する方策について検討
- ・あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討

### 現行の吸収合併時における、許可手続きの流れと有効な許可の期間



(※)あわせて、例えば、建設企業を対象とした事業承継に関する相談窓口の設置などを検討。

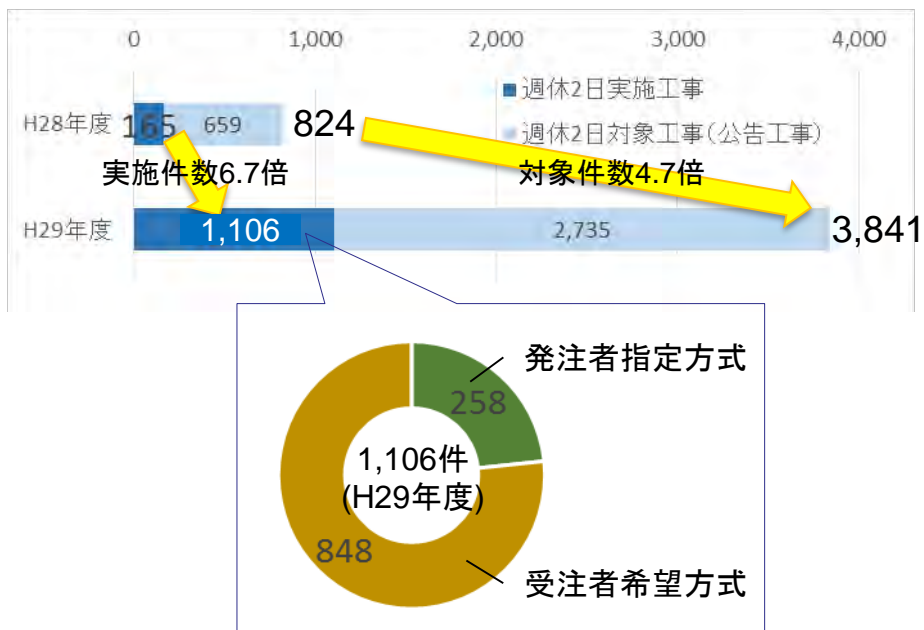
# 働き方改革や災害復旧時の発注に関する 取組等について

---

# 週休2日取得への取組

- 週休2日工事について、直轄ではH29年度に3,841件公告、1,106件で実施し、H28年度比で6.8倍に増加。**地方公共団体においても取組が拡大。**
- 週休2日に取り組み際の必要経費として、H30年度より労務費や機械経費についても補正を実施。

## 週休2日工事の実施状況（直轄）



## 週休2日に取り組み際の必要経費の計上

### ■ 週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、**週休2日対象工事の適用を拡大**

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	<b>適用拡大</b>

### ■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

H30年度より労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、**現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ**、必要経費を計上

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

※営繕工事では、労務費は上記補正係数により補正し、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

### ■ 工事成績評定による加点

工事成績評定において、4週8休を実施した工事について、「工程管理」として評価

### ■ 建設業所管部局との連携

元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

## 週休2日工事の実施状況（都道府県、政令市）

### ■ H29年度：実施済39団体

### ■ H30年度：実施中49団体、検討中6団体

- 発注者指定：実施中16団体、検討中1団体
- 労務費等補正：実施中10団体、検討中4団体
- 工事成績評定：実施中31団体、検討中2団体

○ 適切な工期を設定するため**準備・後片付け期間の見直し**、**余裕期間制度の活用**、**工期設定支援システムの導入**等を実施するとともに工事工程を受発注者で共有し、適正な工期の設定に向けて受発注者協働の取り組みを推進。

## 準備・後片付け期間の見直し

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間		20日
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数	
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日		20日
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日		
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日		
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日		
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日		
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日		
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日		
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日		

## 余裕期間制度の活用

○ 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

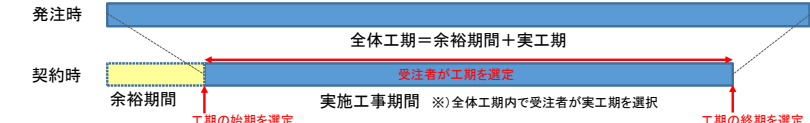
①「発注指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



※1 余裕期間：技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)  
 ※2 実工期・実施工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

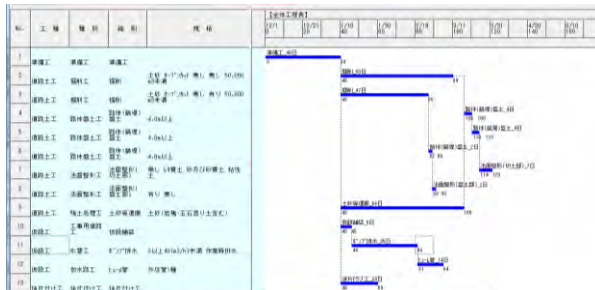
## 工期設定支援システムの導入

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

### 工期設定支援システムの主な機能

### 工程表作成支援システム (イメージ)

- 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- 工事抑制期間の設定
- 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

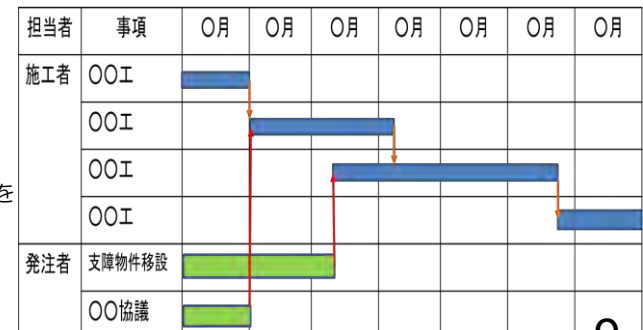


## 工事工程の受発注者間での共有

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

### ＜工事工程共有の流れ＞

- 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成
- 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施



適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

## 平準化に向けた3つの取組

### ① 国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債 ※1)**  
**及びゼロ国債 ※2)**を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2か年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

H27年度 : 約200億円 ⇒ H28年度 : 約700億円

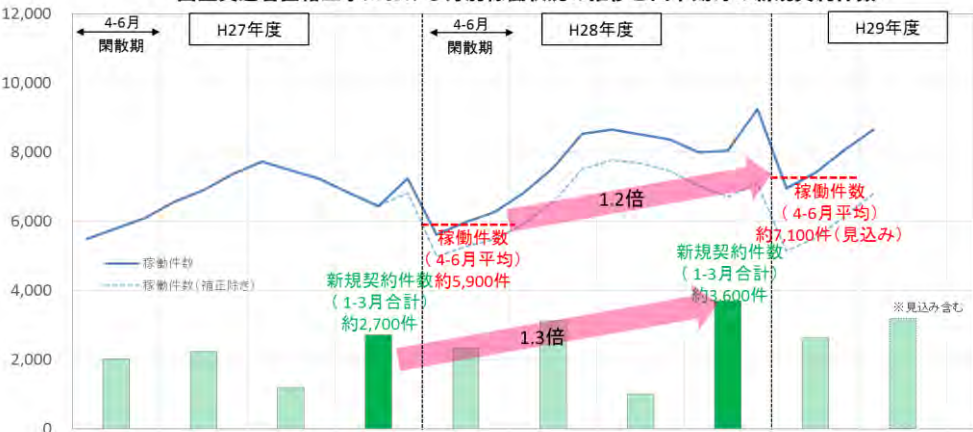
⇒ H29年度※ : 約2,900億円 ⇒ **H30年度 : 約3,100億円**

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定  
 ※H30年度の内訳は、2か年国債 約1,740億円、ゼロ国債 約1,345億円

(参考)

補正予算でのゼロ国債(29年度:1,567億円)も活用し、平準化に取り組む

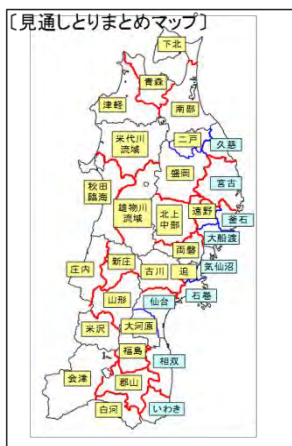
国土交通省直轄工事における月別稼働状況の推移と四半期末の新規契約件数



※国土交通省直轄工事を対象(港湾・空港除く)

### ② 地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大 全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通しを統合**し、とりまとめ版を公表する取組の**参加団体を拡大**

※参加状況の推移: H29.3末時点: 約500団体(約25%) → H30.5時点: **約1070団体(約54%)**  
 国、特殊法人等: 137/206、都道府県: 47/47、政令指定都市: 20/20、市町村: 868/1722 (H30.5時点)



〔各地区のページ〕  
 ※○○地区の発注見通し  
 ○○地区とは、○○市、○○町、○○村を含む地区です。

都道府県	市町村	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し	発注見通し
北海道	札幌市	旭川市	網走市	紋別市	釧路市	帯広市	旭川市	網走市	紋別市
東北	仙台市	盛岡市	秋田県	山形県	福島県	宮城県	岩手県	青森県	秋田県
関東	東京都	埼玉県	千葉県	茨城県	栃木県	群馬県	東京都	埼玉県	千葉県
中部	名古屋市	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	名古屋市	岐阜県	静岡県
近畿	京都市	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	兵庫県	京都市	大阪市	神戸市
中国	広島市	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	広島市	岡山県	広島県
四国	高松市	愛媛県	高松市	香川県	徳島県	高松市	高松市	高松市	高松市
九州	福岡市	佐賀県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	福岡市	佐賀県	熊本県

(参考) 東北地方の事例

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

### ③ 地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請** H29年度は平成30年2月2日発出済み

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成

公表URL: [http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000434.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html)

## ■ガイドラインの構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料: 入札契約方式の関係図書

## ■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

## ■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合	通常の方式(一般競争・総合評価落札方式他)	

## 【迅速な事業執行】

### ① 緊急性の高い工事における随意契約の適用等

WTO対象となる大規模工事においても随意契約等の適用や、一般競争方式の手続き期間短縮等を検討例) H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

## 【確実な施工確保、不調・不落対策】

### ② 指名競争におけるダンピング対策

例) 発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

## 【発注関係事務の効率化】

### ③ 一括審査方式の活用

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

## 【担い手の確保】

### ④ 地域企業の参加可能額の拡大

地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

### ⑤ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

## 【早期の復旧・復興に向けた取組】

### ⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

### ⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用

官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施



# 災害復旧工事(H28熊本地震)の発注事例

発注機関	適用時期	工事内容	入札契約方式			発注件数
		特徴等	競争参加者の設定方法	契約相手の選定方法	標準的な 手続日数 (公告～契約)	
九州地整	発災～5ヶ月 H28.4～H28.8	<b>応急復旧等</b> (堤防補修、道路補修、 斜面防災対策、堤防復 旧、道路復旧、橋梁復 旧、トンネル復旧等)	随意契約	※事務所災害協定に 基づき施工者を選 定 または ※本局災害協定に基 づく業界団体へ協 力要請を行い選定	<b>即時着工</b> ※協議が整い次第速 やかに着手	約80 ※一般競争を含め た全体では、約100 件
熊本県	発災～5ヶ月 H28.4～H28.8	<b>応急復旧等</b> (堤防補修、道路補修、 斜面防災対策、堤防復 旧、道路復旧、橋梁復 旧、トンネル復旧等)	随意契約	※災害協定に基づき 業界団体へ協力要請 を行い選定	<b>即時着工</b> ※協議が整い次第速 やかに着手	約160 ※一般競争、指名 競争を含めた全体 では、約200件

注：熊本県の発注件数は、県央広域本部(熊本)、上益城・阿蘇地域振興局管内の農林水産部・土木部の土木一式工事の震災関連等工事の発注件数

注：熊本県の発注件数は、H28.8時点で、H24九州北部豪雨災害、H28年豪雨災害を含む

発注機関	適用時期	工事内容	入札契約方式			発注件数
		特徴等	競争参加者の設定方法	契約相手の選定方法	標準的な手続日数(公告～契約)	
九州地整	発災～11ヶ月 H29.7～H30.5	応急復旧等 (流木等除去、 堆積土砂撤去、 護岸整備、河道掘削、 砂防堰堤等)	随意契約	※事務所災害協定に 基づき施工者を選 定	即時着工 ※協議が整い次第速 やかに着手	約40 ※一般競争、指 名競争を含めた 全体では、約60 件
福岡県	発災～11ヶ月 H29.7～H30.5	応急復旧等	随意契約	※事務所災害協定に 基づき施工者を選 定 等	即時着工 ※協議が整い次第速 やかに着手	約600

注：福岡県の発注件数は、県土整備部 朝倉県土整備事務所の土木一式工事の災害関連等工事の発注件数

注：福岡県の発注件数は、H30.5時点で、H29九州北部豪雨災害後の降雨等による応急復旧工事も含む

# 技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

○ 品確法<sup>※</sup>第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律

○ 国土交通省直轄工事において本方式を適用する際、参考となる手続等を定めたガイドラインを策定。

## <主なポイント>

### 1. 適用工事の考え方を明記

#### ① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

#### ② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

### 2. 契約タイプとして3つの類型から選定

#### 1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

#### 2) 技術協力・施工タイプ

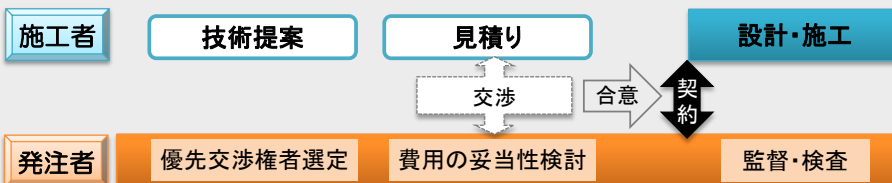
⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

#### 3) 設計交渉・施工タイプ

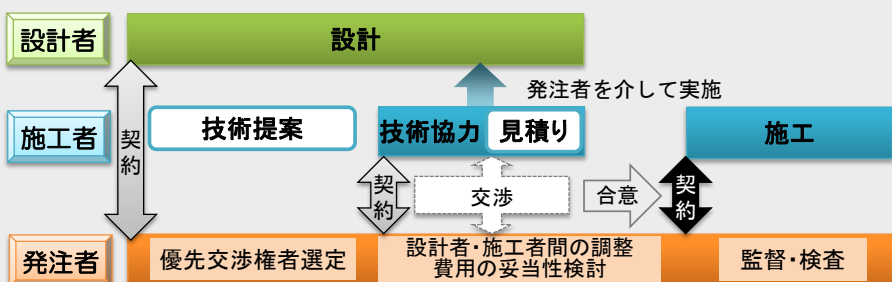
⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

## 各契約タイプにおける手続の流れ

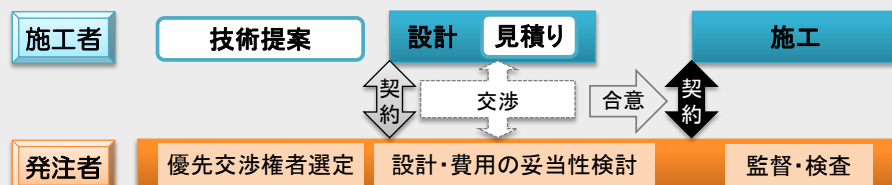
### 1) 設計・施工一括タイプ



### 2) 技術協力・施工タイプ



### 3) 設計交渉・施工タイプ



## ＜国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の実施事例＞

H30.4現在

	公告月	地整	契約タイプ	工事件名	求める技術提案	工事契約日
①	H28.5	近畿	設計交渉・施工	国道2号淀川大橋床版取替他工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床版撤去時及び完成後の橋の構造体としての安全性を確保する提案</li> <li>■交通規制期間短縮に向けた提案</li> <li>■維持管理費の低減や維持管理の効率化に資する提案</li> </ul>	H29.1.31
②	H28.7	九州	技術協力・施工	熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(阿蘇工区)工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■技術協力業務の実施に関する提案</li> <li>■CⅡ及びDⅠ支保パターン毎の掘削からロックボルト打設までの100m当たりの施工日数及び経済性に関する提案</li> <li>■脆弱な地山(坑口部を除く)が出現した場合の施工上の課題及び対応策に関する提案</li> </ul>	H29.3.10
③		九州	技術協力・施工	熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(大津工区)工事		
④	H28.12	北陸	技術協力・施工	国道157号犀川大橋橋梁補修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■技術協力業務の実施に関する提案</li> <li>■損傷状況に関する所見および追加調査等の提案</li> <li>■伸縮装置の補修において有効と思われる工法等の提案能力</li> </ul>	H29.10.31

※②と③は一括審査

技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ(ECI方式))

工事名 : 熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(阿蘇工区)工事  
 熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(大津工区)工事  
 工事場所 : 熊本県阿蘇市車帰から熊本県菊池郡大津町古城地内

工事内容 : 技術協力 設計に対する技術協力(技術提案、技術情報の提供、施工計画の作成等)  
 施工 阿蘇工区(延長L=2,000m、W=12m)  
 大津工区(延長L=1,659m、W=12m)

請負業者:(阿蘇地区)安藤ハザマ・丸昭地域維持型建設共同企業体  
 (大津地区)清水・福田・松下地域維持型建設共同企業体

工期:

技術協力業務(阿蘇地区・大津地区共通) 平成28年10月22日～平成29年 2月15日  
 工事 (阿蘇工区)平成29年 3月11日～平成32年 7月31日  
 (大津工区)平成29年 3月11日～平成32年 5月31日

契約金額(工事):(阿蘇地区)11,998,800,000円(税込み)  
 (大津地区)11,124,000,000円(税込み)

評価テーマ

- ① 技術協力業務の実施に関する提案
- ② CⅡ及びDⅠ支保パターン毎の掘削からロックボルト打設までの100m当たりの施工日数及び経済性に関する提案
- ③ 脆弱な地山(坑口部を除く)が出現した場合の施工上の課題及び対応策に関する提案



二重峠トンネル位置図

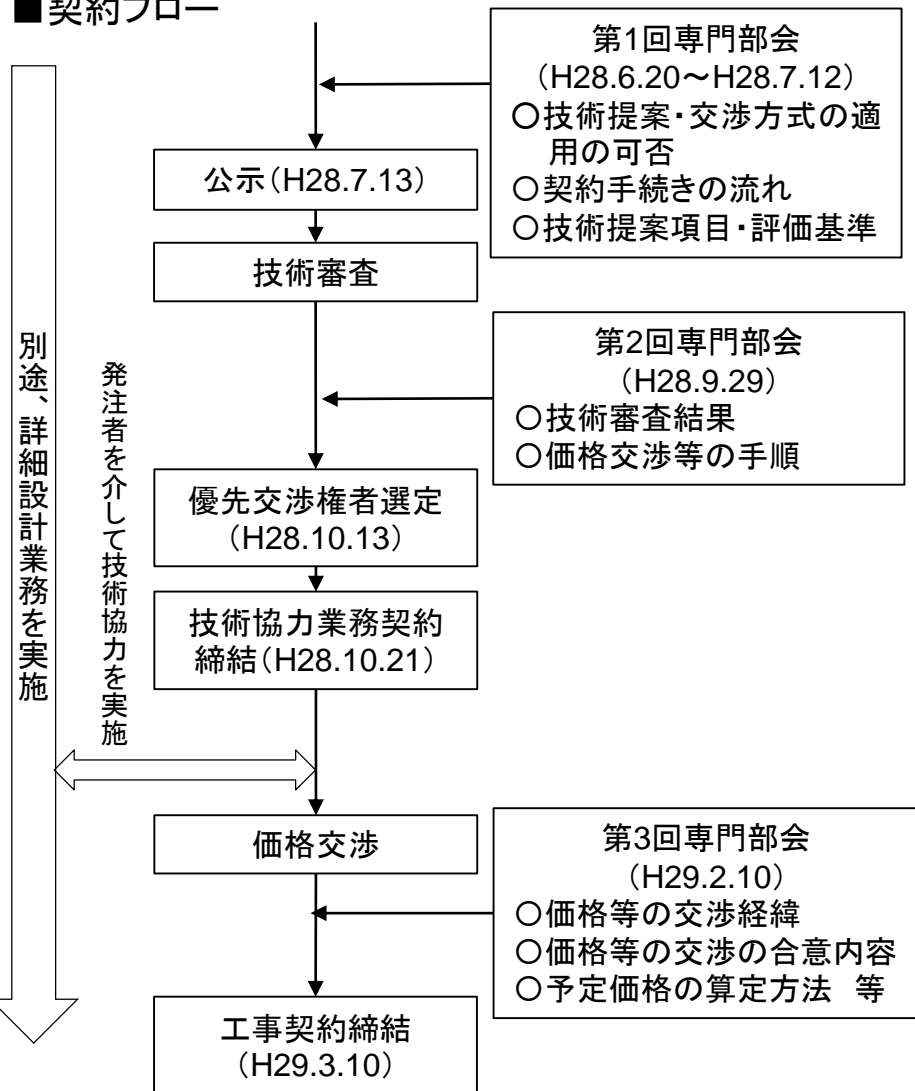


大津側坑口(右:本坑、左:避難坑)

技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ(ECI方式))

工 事 名 : 熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(阿蘇工区)工事  
 熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(大津工区)工事

■ 契約フロー



■ 専門部会の体制(学識委員)

氏名(五十音順)	所属
小澤 一雅	東京大学大学院 工学系研究科 教授
蔣 宇静	長崎大学大学院 工学研究科 教授
添田 政司	福岡大学 工学部 教授
松藤 泰典	九州大学 名誉教授、北九州市立大学 名誉教授

- 良質な社会資本を国民に持続的に提供し、生産性向上や働き方改革、品質管理システムの高度化等の実現を図るとともに、持続可能な建設生産・管理システムへの変革、「地域の守り手」としての建設産業の育成、受発注者協働による品質確保及びこれに対する国民の信頼性向上等を図るため、今後の発注者のあり方の方向性をまとめたもの。
- 今後の発注者のあり方に関する基本問題検討部会(座長:小澤一雅東京大学大学院教授)において、平成29年5月より3回にわたり審議し、平成30年4月にとりまとめ。  
URL:[http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000481.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000481.html)

## 1.働き方改革の推進及び中長期的な担い手の確保・育成

- ① 適切な予定価格と工期の確保
- ② 週休2日の確保や施工時期の平準化等による働き方改革の推進
- ③ 若手技術者の現場配置促進
- ④ 中長期的な建設投資の見通し等の公表
- ⑤ 受発注者協働の積極的な広報

## 2.「地域の守り手」である地域建設業の持続的な育成・確保

- ① 事業協同組合、地域維持型JVの活用、フレームワーク方式の導入検討など、地域建設業が適切に評価される入札・契約方式等の改善
- ② チャレンジ型や自治体実績評価型等による直轄実績のない企業の参入機会の確保
- ③ 中小企業に対して、i-Constructionを普及・拡大するために、小規模工事の基準類の策定や地方公共団体発注工事を対象としたモデル工事の推進
- ④ 「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」の地方公共団体への普及
- ⑤ 発注機関相互の情報共有、連携強化
- ⑥ 工事の内容や地域特性を考慮した積算システムの標準化・共有化

## 3.i-Constructionの推進等を通じた生産性向上

- ① BIM/CIMモデルに関する標準的な仕様の整備及び測量・調査・設計・施工・維持管理で一気通貫の流通・利活用
- ② 設計段階での新技術導入、技術提案・交渉方式(ETC方式)の適用拡大等による、新技術の活用
- ③ 技術開発が必要な工事を対象とした入札・契約制度の構築・改善

## 4.品質に対する信頼性の向上

- ① 監督・検査において、現場確認に替わって、計測データや映像等を活用した連続的な電子データによる状況確認への転換
- ② ISO等の積極的な活用
- ③ 受発注者双方において不断に書類等の統一化・簡素化

## 5.建設生産・管理システムの不断の改善

- ① 大規模維持更新時代に向けて、実態を踏まえた適切な積算や適切な入札・契約方式の改善の検討
- ② 建設現場のデータ化による建設生産・管理システムの大循環の実現
- ③ 公共事業のマネジメントの向上
- ④ 海外展開を促進する仕組みの構築